

白岡市給水条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、厚生労働省が所管する事務の一部が国土交通省に移管されたことに伴い、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第5条及び第36条関係

「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。